

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み（課税事業者向け・免税事業者向け）

2 説明会の日程（事前予約制：申込期限は、開催日の2営業日前まで）

日 時	開 催 場 所	定 員	連絡（事前予約）先
令和5年2月27日（月） 10時00分～11時30分	成田市中央公民館 講堂 成田市赤坂1-1-3	各100名	成田税務署 法人課税第1部門 ☎0476-28-5151（代表） （内線415）
令和5年2月27日（月） 13時00分～14時30分			
令和5年2月27日（月） 15時00分～16時30分			
令和5年3月9日（木） 10時00分～11時30分			
令和5年3月9日（木） 13時00分～14時30分			
令和5年3月9日（木） 15時00分～16時30分			
令和5年3月22日（水） 10時00分～11時30分			
令和5年3月22日（水） 13時00分～14時30分			
令和5年3月22日（水） 15時00分～16時30分			

3 説明会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に連絡先まで申込みをお願いします。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

下のコードからサイトへ



事業者のみなさまへ

令和5年10月

消費税

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、

原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です

インボイス制度について知りたい方は、
裏面に記載の動画などをご覧ください！

事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」には、インボイス制度の概要のほかに、申請手続きに関することや、Q & Aなどを掲載しています

特集 インボイス制度



インボイス制度特設サイト

◎ インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

◆ 売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 売上先が課税事業者の場合は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 売上先が課税事業者であっても、簡易課税制度を選択している場合は、インボイスが不要です
- 売上先が消費者、免税事業者である場合は、インボイスが不要です

◆ 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付できます
 - ※ 免税事業者の方は、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できません
 - ※ 売上先は、経過措置期間は仕入れ税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

インボイス制度について知りたい

制度の概要を動画でご案内しています ~ 消費税！今から学ぼう！インボイス塾【全4回】 ~

【第1回】
インボイス制度概要編



【第2回】
インボイスの記載事項編



【第3回】
売手の留意事項編



【第4回】
買手の留意事項編



インボイス制度について質問したい

チャットボットやコールセンターをご利用ください

- チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。
- 軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。
フリーダイヤル **0120-205-553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝日除く)

チャットボットはこちら



インボイス制度の説明会に参加する

オンライン説明会や税務署での説明会を開催しています

- オンライン説明会を開催中！
- 税務署でも説明会を開催中！
- 説明会に参加できない方は、過去の説明会を動画で確認！

説明会に関する情報



インボイス発行事業者の登録申請をする

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください

- 書面で申請された場合に比べて、早期に登録通知を受け取ることができます。
- 電子データで登録通知を受け取れます。
- ※ 申請書等を郵送により提出される場合は「インボイス登録センター」へ送付してください。

登録申請手続に関する情報



東京国税局 インボイス登録センター

〒262-0814 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

(注) 申請書等を直接持ち込む場合は、**成田税務署**へお持ちください。

インボイスの発行・受領の準備をする

制度実施までに必要な準備を動画でご案内しています

~インボイス制度 実施までの準備について【2部構成】~

【第1部】
消費税のインボイス制度に係る
事前準備について



【第2部】
売手・買手の留意点と免税
事業者との取引条件を見直す
場合の留意点

